（様式細３）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設備設置（令和４年度補正）

充電設備承認申請書（継続）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請日　令和５年　３月　　日

一般社団法人次世代自動車振興センター

代表理事　　堀　洋一　殿

〒

住　所

社　名

部署及び役職

申請者

当社は、令和３年度補正「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」で承認された充電設備の内、充電に関する性能に変更の無い型式を、令和４年度補正および令和５年度「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」における補助対象として継続して承認いただくため、申請します。

記

１．継続して申請する型式

　　継続して申請する型式、該当する区分、デマンド機能の有無、第三者認証機関の内容、本体の原価および価格を以下の通り申請します。（区分は以下の番号から選択）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 型式 | 区分 | デマンドの有無 | 蓄電池の容量(kWh)※ | 第三者確認（名称・確認完了日） | 本体の原価（円）注 |
| 例 | ＡＢＣ－ＤＥ | ３ | デマンド | 12 | CHAdeMO・JARI令和5年3月1日 | ￥800，000 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

※：蓄電池付急速充電設備の場合に記入

注：原価および販売価格を変更する場合は、「３．原価と販売価格の変更のある場合」に記入

＊区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 急速充電設備　10kW以上50kW未満 | 6 | 普通充電設備　6kW未満 |
| ２ | 急速充電設備　50kW以上90kW未満 | 7 | 普通充電設備　6kW以上10kW未満 |
| ３ | 急速充電設備　90kW以上 | 8 | 充電用コンセント（２００Ｖ） |
| ４ | 蓄電池付急速充電設備　50kW以上90kW未満 | 9 | 充電用コンセントスタンド（２００Ｖ） |
| ５ | 蓄電池付急速充電設備　90kW以上 |  |

**２．仕様変更のある場合**

　　１．にて申請した型式のうち、充電性能に変更はありませんが、以下の仕様変更の承認を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 型式 | 仕様変更の内容 | 仕様変更の理由 |
| 例）ＡＢＣ－ＤＥ | ケーブル及びコネクターをＡ社製からＢ社製へ変更した。 | ケーブルとコネクターの軽量化によるユーザーの利便性向上、及び本体のコスト低減の為 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

**３．原価と販売価格の変更のある場合**

　　１．にて申請した型式のうち、以下の型式について、原価と販売価格の変更の承認を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 型式 | 現在の本体原価・販売価格（円） | 申請する本体原価・販売価格（円） | 変更理由 |
| 例）　ＡＢＣ－ＤＸ | ￥８５０，０００ | ￥１，７００，０００ | ￥９５０，０００ | ￥１，９００，０００ | 筐体の部材（鉄板）のコスト上昇に伴う措置 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**４．「充電設備の申請・承認等に関する規則」に関する同意**

　当社は、今回の申請に当たり「規則」第4条第2項の各号（下記①～⑥）に定められた申請要件を全て満たし、かつ履行することに同意します。

　①以下の(ア)又は(イ)に示すいずれかの場合に同意します。

(ア):日本に拠点を有する充電設備製造事業者が申請する場合

当社は、開発、製造、販売に至るすべての品質や購入者への補償等、一切の責任が当社にあることを了承の上、申請します。

(イ):海外の充電設備製造事業者から販売委託を受けた日本国内に拠点を有する事業者が申請する場合

当社は、充電設備が充電インフラとして供されるに当たり、開発・製造・販売に至る全ての品質や購入者の補償等、一切の責任を製造事業者と連携して果たすことを了承します。

　②当社は、補助金の承認を得た事実を宣伝・告知に利用する場合、当社の責任の下に行います。

　③当社は、申請する型式を製品に表示します。

　④当社は、保証書を購入者に自ら発行するか、第三者等に委託する場合は発行された保証書を管理することとします。

　⑤当社は、申請し承認を受けた型式が市場不具合を起こした場合、1週間以内に不具合内容と対策をセンターに報告します。

⑥当社は、販売した製品が補助金の交付を受けている場合、センターの求めに応じ、当該充電設備の保有義務期間内における充電設備の稼働状況や撤去の状況等を速やかに報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上